

一般社団法人

日本補償コンサルタント 復興支援協会

協会案内

豊富な経験と技術力で
被災地の
復旧・復興を支援します

JCCRSA

ごあいさつ



会長 川畑 清夫

一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会は、平成 26 年の設立以来、今日まで協会及び会員が一丸となって災害復興支援に関する業務に取り組み、令和 6 年 4 月 1 日で設立 10 周年となりました。

設立時の主たる業務は「東日本大震災の復興支援」に係るもので、具体的には福島第一原子力発電所の事故による「中間貯蔵施設整備事業」に関連する用地補償及び用地補償関連業務でした。

当協会は、協会の総力を挙げて全面的に支援させていただき、現在、整備事業計画用地 1,600 ヘクタールの約 80 パーセント以上の用地が確保されており、復興支援の一助を成し得たのではないかと考えております。

また、平成 28 年の熊本地震以降、度重なる災害において「公費解体関係支援業務」を実施してきており、特に、令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨災害に係る当該業務では被災範囲も広く業務量も非常に多いため、協会一丸となって取り組んできたところです。

これまでに当協会が「公費解体関係支援業務」で対応した件数は、20 道県 81 市町村で 56,000 件を超えており、着実にその使命を果たしてきているものと考えます。

現在、南海トラフ地震等の巨大地震の発生が予測されており、今後の予測不能な大規模災害の発生の虞を思うと、当協会の置かれている立場の重要性を益々強く感じるところです。

当協会としては、これまでの実績・経験から得た知見等に基づき、会員への研修等を通じて、協会としての能力の向上を更に図ってまいります。

令和 8 年 2 月

協会のご案内

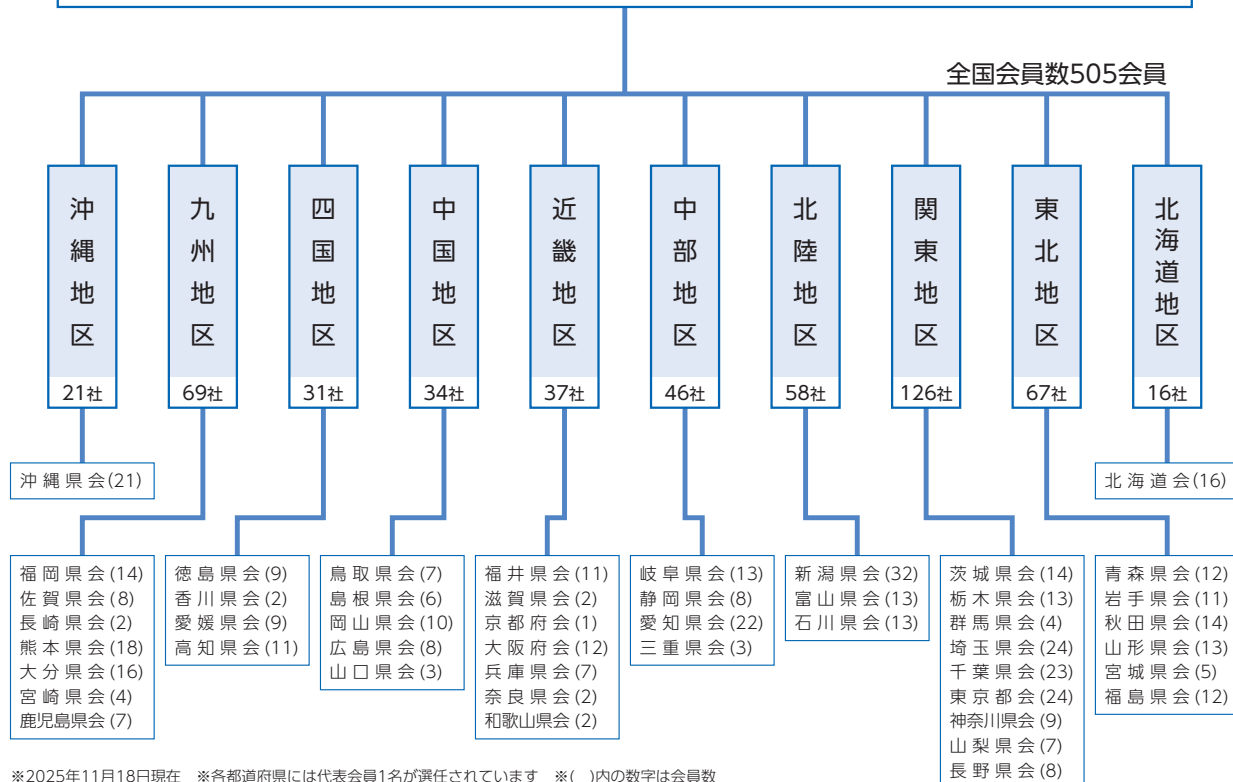
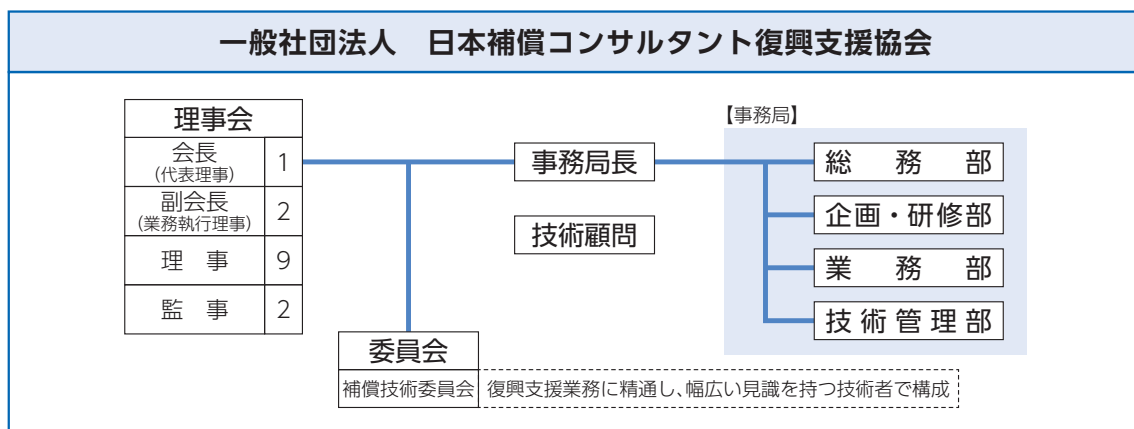
協会設立の経緯

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災直後の同年 4 月に社団法人日本補償コンサルタント協会（以下「補償コン協会」）に「東日本大震災対策本部」が設置されました。平成 25 年 5 月には復興事業に本格的に対応するため、これが「東日本大震災復興支援本部」に改組されて、復興事業（主に福島第一原子力発電所事故による用地補償関連業務）の対応が進められたところです。

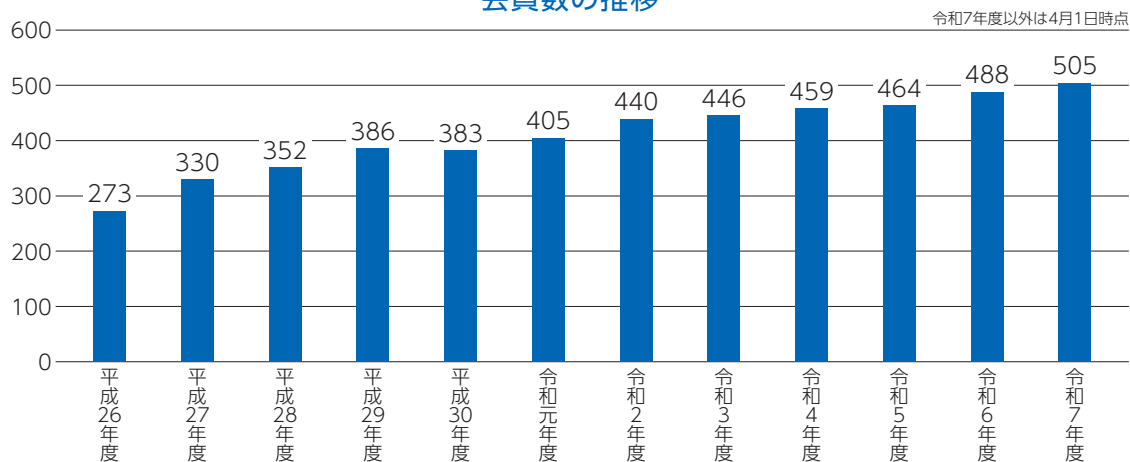
その後、補償コン協会に環境省から「中間貯蔵施設設置に伴う用地買収に関する業務」についての相談があり、業務内容の規模等を検討したとき、当時の「東日本大震災復興支援本部」の組織では到底対応が困難と判断されたことにより、復興支援のための専門組織として、平成 26 年 4 月に一般社団法人日本補償コンサルタント復興支援協会（以下「当協会」）が設立されたものです。

このことから、平成 26 年 9 月には補償コン協会を受託していた震災関連業務の全てを当協会が事業譲渡を受け、復興支援に関する業務は全て当協会で行うことになりました。

協会の組織



会員数の推移



協会の事業内容

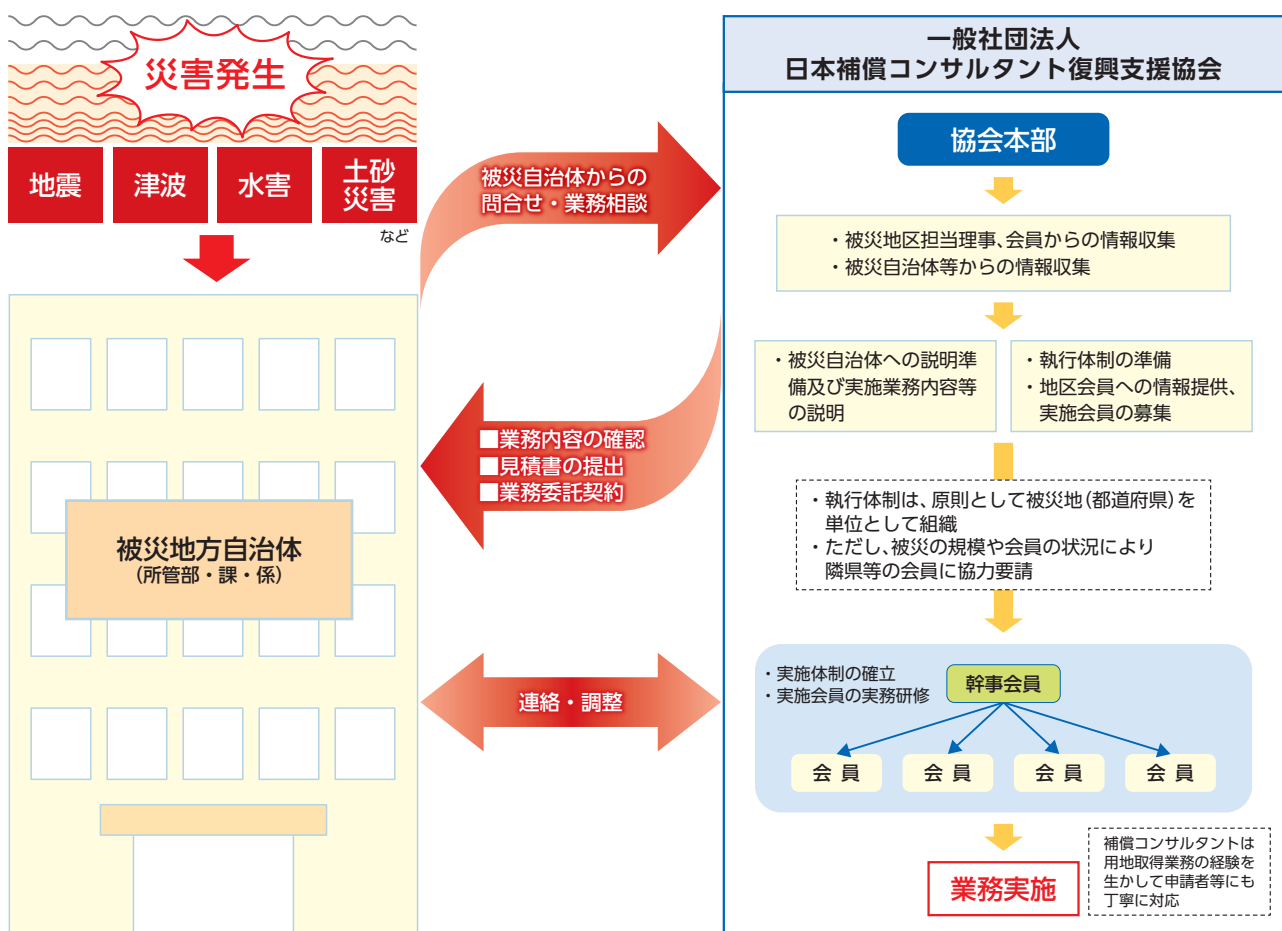
当協会は、設立目的を「大規模な災害の復興等事業、大規模な災害を起因とする事業等の用地補償業務及び用地補償関連業務を支援し、もって広く公共の福祉の増進に寄与すること」としており、災害に対する復旧・復興事業を通しての支援活動を行っています。

東日本大震災においては、「中間貯蔵施設整備事業」に係る用地補償業務全般をはじめとして、関連業務として補償相談業務や用地調査等に関する総合支援業務、業務の進捗管理、放射性物質に関する安全管理等も実施してきました。

また、熊本地震以降、度重なる災害で「公費解体」（災害が発生した際に国が災害等廃棄物処理事業費の補助対象に決定することで、被災自治体が公費によって損壊家屋等の解体・撤去を行う制度）に関する業務について支援しています。

当協会の会員は、国土交通省が定める登録規程に基づいて登録された補償コンサルタントであり、公共用地取得業務で日々培っている経験を生かしてこれらの支援業務にあたっています。

復興支援業務実施までの流れ



協会の活動紹介

業務受注災害一覧

当協会は、平成 23 年東日本大震災や令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年奥能登豪雨など以下の 18 に及ぶ災害に係る復旧・復興支援業務を受注し実施しています。

災 害	支援業務を実施した道県	支援業務発注機関	業務実施年度
平成 23 年東日本大震災	福島県、岩手県	環境省他	平成 26 年度～実施中
平成 28 年熊本地震災害	熊本県	4 市町村	平成 28 年度～平成 30 年度
平成 30 年西日本豪雨災害	岡山県、広島県、愛媛県	13 市町	平成 30 年度～令和 2 年度
平成 30 年北海道胆振東部地震災害	北海道	2 町	平成 30 年度～令和元年度
令和元年 9 月集中豪雨災害	岡山県	1 市	令和元年度
令和元年台風第 15 号災害	千葉県	9 市町	令和元年度～令和 2 年度
令和元年台風第 19 号災害	宮城県、福島県、栃木県、茨城県、埼玉県、神奈川県、長野県	16 市町	令和元年度～令和 3 年度
令和 2 年 7 月豪雨災害	島根県、福岡県、大分県、熊本県	8 市町村	令和 2 年度～令和 3 年度
令和 3 年福島県沖地震災害	福島県	2 市町	令和 3 年度
令和 3 年 7 月大雨災害	静岡県、島根県	2 市	令和 3 年度～令和 5 年度
令和 3 年 8 月大雨災害	大分県	1 町	令和 3 年度
令和 4 年福島県沖地震災害	宮城県、福島県	4 市町	令和 4 年度～令和 5 年度
令和 4 年 8 月大雨災害	新潟県	1 市	令和 4 年度～令和 5 年度
令和 5 年梅雨前線による大雨災害	福岡県	2 市町	令和 5 年度
令和 5 年奥能登地震災害	石川県	1 市	令和 5 年度～令和 6 年度
令和 6 年能登半島地震及び 令和 6 年奥能登豪雨災害	新潟県、富山県、石川県	21 市町	令和 5 年度～実施中
令和 7 年台風第 15 号災害	静岡県	1 市	令和 7 年度～実施中

災害別・年度別業務実施会員数

当協会がこれまでに受注した支援業務を実施した延べ会員数は次のとおりです。

災 害	年度別業務実施会員数 (延べ)												
	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
平成 23 年東日本大震災	129	237	229	141	117	84	68	34	27	22	18	14	1,120
平成 28 年熊本地震災害	—	—	77	83	8	—	—	—	—	—	—	—	168
平成 30 年西日本豪雨災害	—	—	—	—	46	62	5	—	—	—	—	—	113
平成 30 年北海道胆振東部地震災害	—	—	—	—	23	23	—	—	—	—	—	—	46
令和元年 9 月集中豪雨災害	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	1
令和元年台風第 15 号災害	—	—	—	—	—	25	25	—	—	—	—	—	50
令和元年台風第 19 号災害	—	—	—	—	—	59	58	9	—	—	—	—	126
令和 2 年 7 月豪雨災害	—	—	—	—	—	—	69	62	—	—	—	—	131
令和 3 年福島県沖地震災害	—	—	—	—	—	—	—	17	—	—	—	—	17
令和 3 年 7 月大雨災害	—	—	—	—	—	—	—	3	3	2	—	—	8
令和 3 年 8 月大雨災害	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1
令和 4 年福島県沖地震災害	—	—	—	—	—	—	—	—	20	9	—	—	29
令和 4 年 8 月大雨災害	—	—	—	—	—	—	—	—	2	1	—	—	3
令和 5 年梅雨前線による大雨災害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	2
令和 5 年奥能登地震災害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	1	—	11
令和 6 年能登半島地震及び 令和 6 年奥能登豪雨災害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	145	143	312
令和 7 年台風第 15 号災害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	6
計	129	237	306	224	194	254	225	126	52	70	164	163	2,144

令和 7 年 11 月 30 日現在

東日本大震災関連業務

東日本大震災に関連して実施した業務の概要

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東日本大震災」での「東京電力福島第一原子力発電所事故」により、福島県内の除染に伴い発生した土壌や廃棄物等を最終処分までの間、安全に集中的に貯蔵するための施設が「中間貯蔵施設」です。

当協会ではこの「中間貯蔵施設」設置に必要な土地の確保に関する業務を実施してきました。

確保する用地は、福島第一原子力発電所に隣接した大熊町及び双葉町の 2 町にまたがる 1,600 ヘクタールの広大な敷地であり、放射能汚染地域（帰還困難区域）でした。

業務は平成 26 年 9 月から着手しましたが、現地は事故発生時からそのまま放置されていた場所であり、除染も行われていなかったため、特に現地での調査作業においては様々な困難がありました。

実施業務は以下の 3 業務であり、令和 7 年度時点で①及び③の業務を継続して実施しています。

- ①中間貯蔵施設設置に伴う用地総合支援業務
- ②中間貯蔵施設設置に伴う土地建物等調査等業務
- ③中間貯蔵施設設置に伴う用地補償説明業務

防護服を着用した放射能汚染地域内での現地調査の様子



公費解体関係業務

公費解体の制度及び手続等の流れ

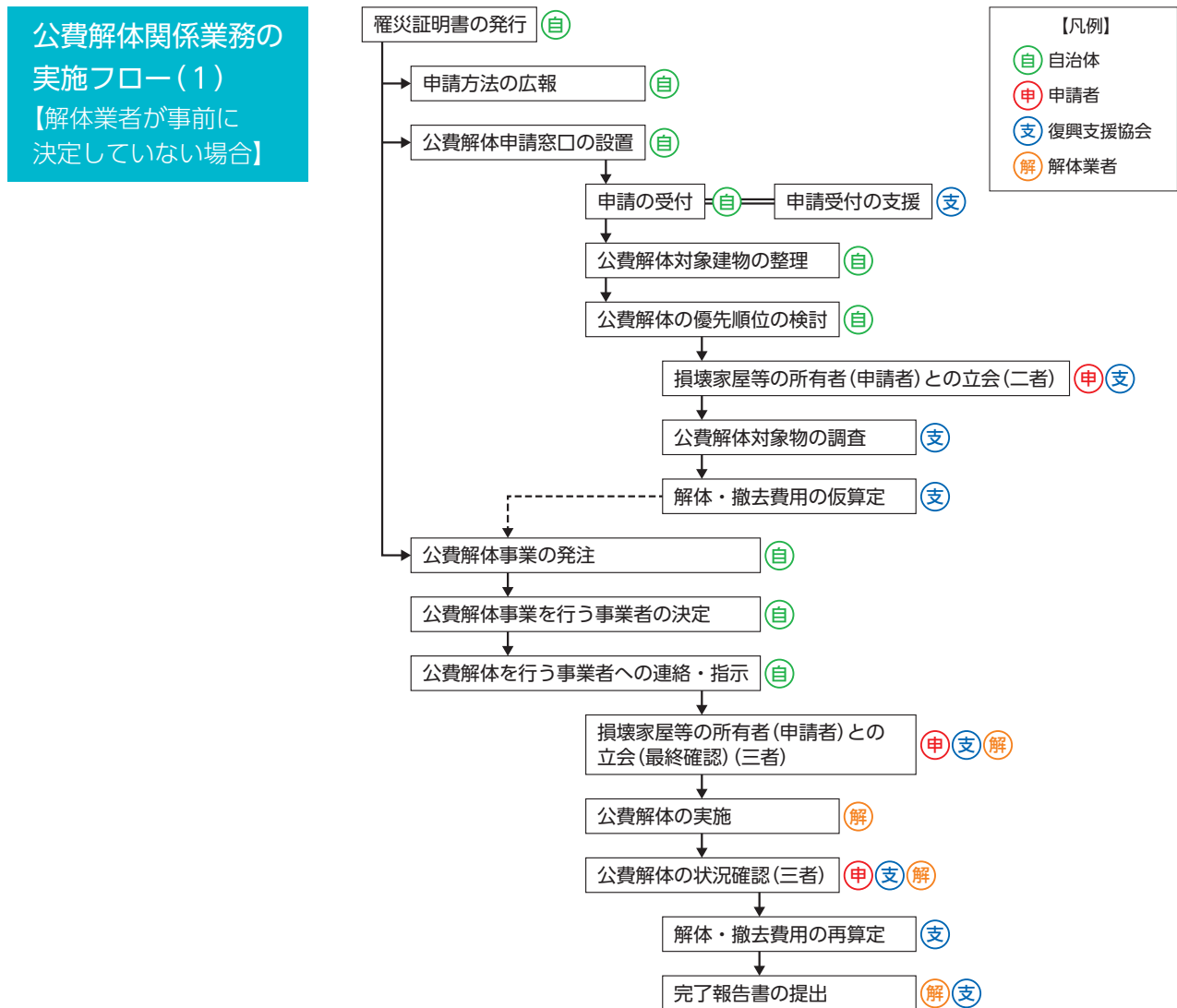
自然災害により損壊した建物等の解体は、本来、私有財産の処分であり、原則として、所有者の責任によって行うこととなりますが、災害復興に当たっては、被災自治体が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋の解体・撤去を実施することができます。また、「特定非常災害」に指定された災害については、全壊家屋とあわせて半壊家屋の解体まで補助対象が拡大されます。

補助対象となって、損壊建物等の所有者等からの申請があった場合には、市町村が解体、撤去工事を行うことができます。これがいわゆる「公費解体」の制度です。

また、建物所有者が自ら解体・撤去を行った場合、一定の条件が整えば、公費解体の範囲内において解体・撤去に要した費用の償還を受けることができます。これがいわゆる「自費解体（償還）」です。

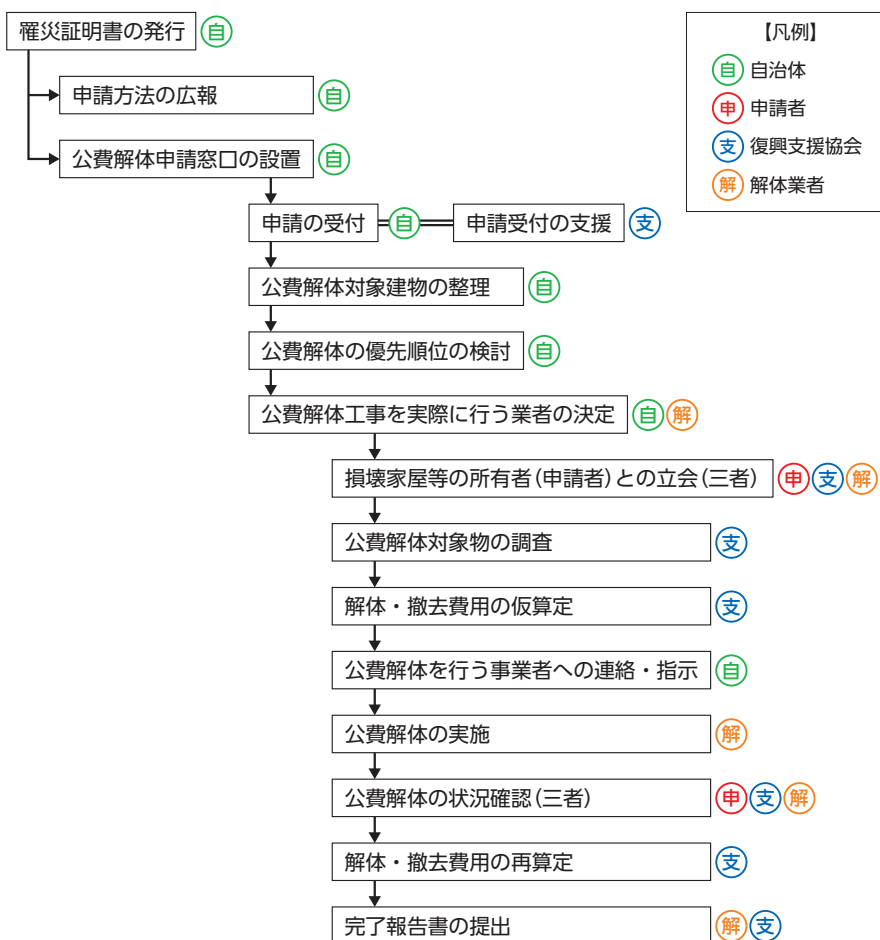
公費解体の申請には罹災証明書が必要となり、罹災証明から解体・撤去完了、自費解体償還金支払いまでの流れは、概ね以下のとおりです。

なお、近年、罹災証明書交付の遅延が公費解体の遅れの原因の一つとなっているとの指摘もあり、当協会では、罹災証明書交付の前提となる被災の程度を判定するための被害認定調査業務に対応するべく、会員への研修等の実施に取り組んでいます。

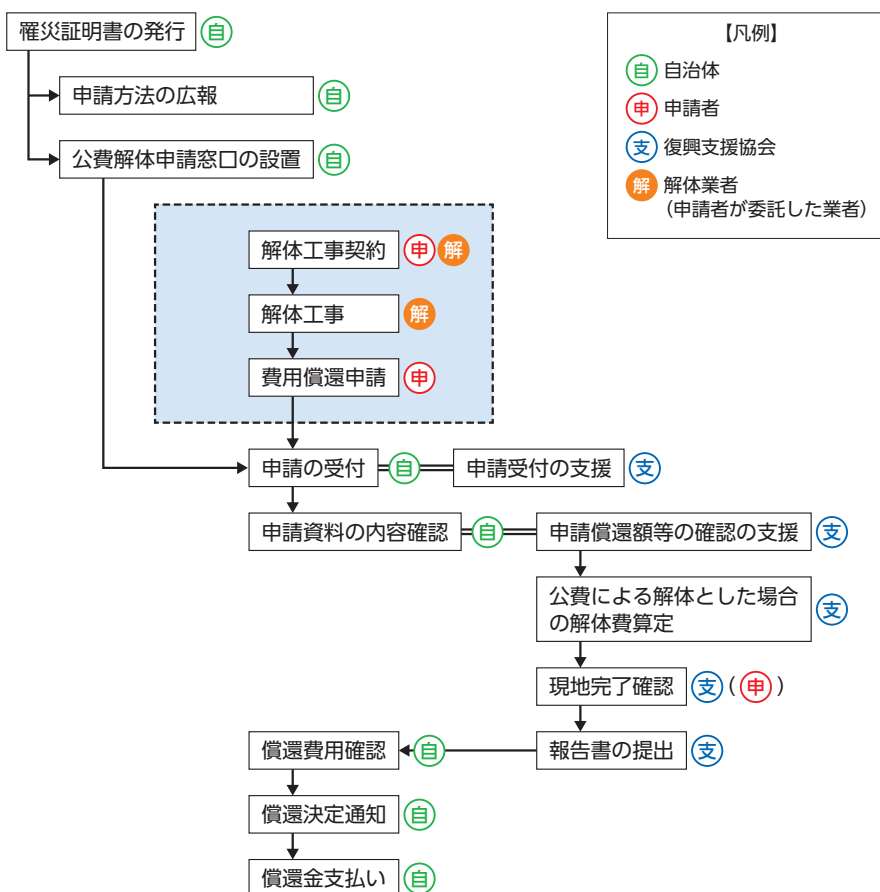


公費解体関係業務の実施フロー(2)

【解体業者が事前に決定している場合】



自費解体(償還)関係業務の実施フロー



公費解体関係業務の実績

公費解体関係業務実績一覧

(熊本地震や能登半島地震などの大規模災害を支援)

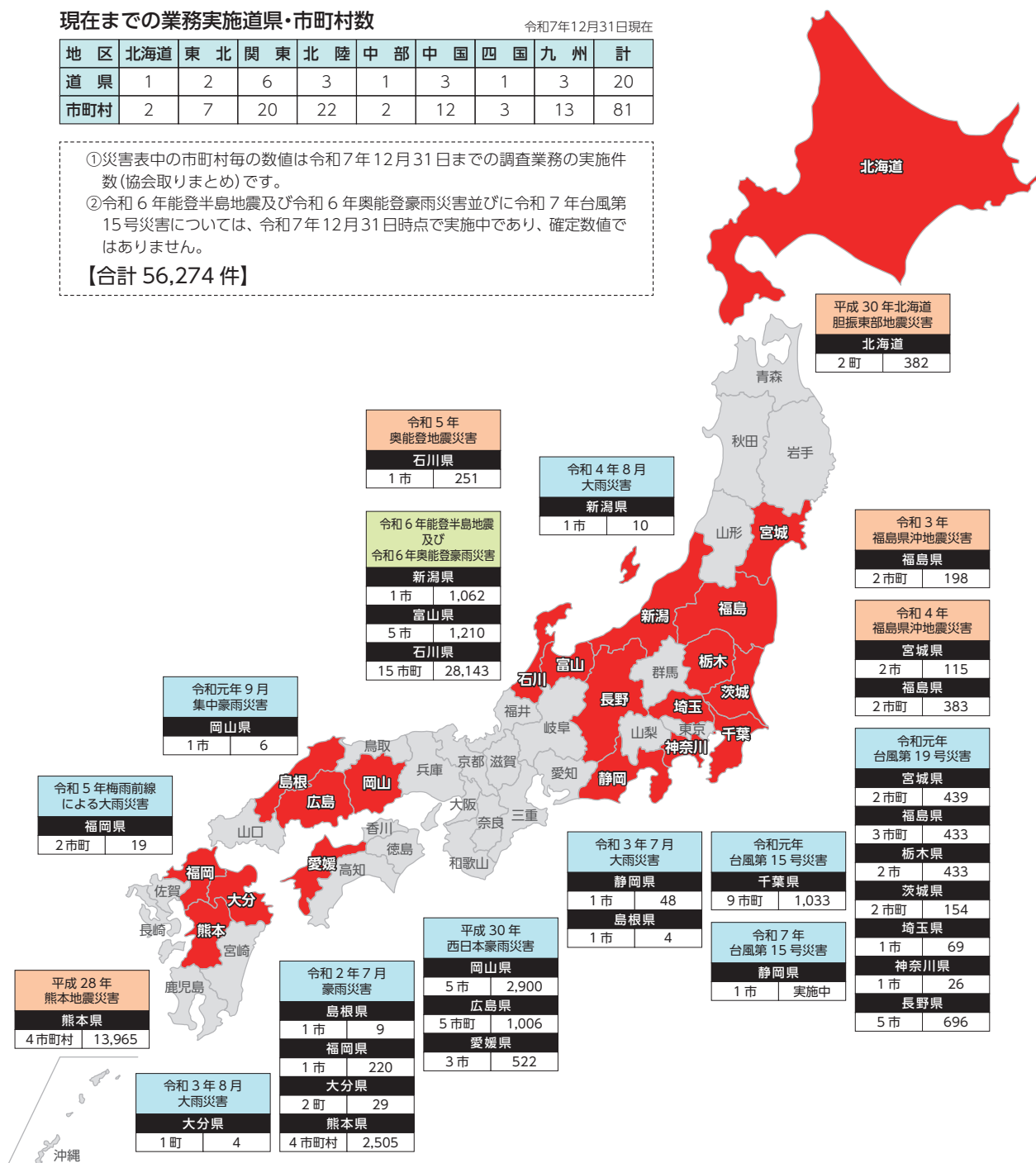
現在までの業務実施道県・市町村数

令和7年12月31日現在

地区	北海道	東北	関東	北陸	中部	中国	四国	九州	計
道県	1	2	6	3	1	3	1	3	20
市町村	2	7	20	22	2	12	3	13	81

- ①災害表中の市町村毎の数値は令和7年12月31日までの調査業務の実施件数(協会取りまとめ)です。
- ②令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害並びに令和7年台風第15号災害については、令和7年12月31日時点で実施中であり、確定数値ではありません。

【合計 56,274 件】



平成 28 年熊本地震災害に関する活動

平成 28 年 4 月 14 日（前震）及び 16 日（本震）に発生した「熊本地震」は、熊本県のほぼ全域に被害をもたらし、建物の損壊は熊本県全体で全壊、半壊を合わせると約 43,300 棟、一部損壊家屋は約 156,500 棟とされる甚大な被害でした。

熊本地震は国の激甚災害に指定され、また、「災害等廃棄物処理事業費補助金」の適用決定を受け、公費によって「被災家屋の解体・撤去」を実施することが決定されました。

当協会は地震発生後まもなく熊本県、熊本市に公費解体撤去に関する業務支援を申し出て、業務内容等の説明を行うと同時に実施体制作りを開始しました。

被災自治体は 40 市町村に及びましたが、すべての自治体に対応することは不可能であったことから、依頼のあった 4 市町村について業務を実施しました。

業務実施自治体・実施件数			
・熊本市	10,255 件	・益城町	2,359 件
・宇土市	729 件	・南阿蘇村	622 件



熊本地震によって崩落した阿蘇大橋

平成 30 年西日本豪雨災害に関する活動

平成 30 年 6 月 28 日から 7 月 8 日の間の豪雨によって発生した「西日本豪雨災害」は、四国、中国地区に甚大な災害をもたらしました。その中でも岡山県真備町を中心とする河川の氾濫による水害は大規模であり、改めて河川の改修等の重要性を認識するものでした。

愛媛県、広島県についても豪雨による水害とそれに伴って発生した土砂災害は、特に郊外や山間部に多大な被害をもたらしました。

「異常気象」という一語で片付けられる単純な災害ではなく、今後の防災に対する考え方に問題を提起したものでした。

業務内容は災害の種類が熊本地震とは異なっているため、土砂撤去等の内容が追加されましたが、公費解体としての考え方は同じであることから、当協会としての経験を生かして段取り良く業務をスタートすることができました。

業務実施自治体・実施件数			
・倉敷市	2,608 件	・坂町	407 件
・総社市	209 件	・海田町	42 件
・高梁市	76 件	・熊野町	19 件
・真庭市	3 件	・宇和島市	233 件
・新見市	4 件	・西予市	59 件
・呉市	207 件	・大洲市	230 件
・三原市	331 件		



決壊した小田川と浸水した倉敷市真備町周辺
提供：アジア航測(株)

平成 30 年北海道胆振東部地震災害に関する活動

平成 30 年 9 月 6 日に発生した「北海道胆振東部地震」で勇払郡厚真町、安平町、むかわ町の 3 町は甚大な被害を受けました。また、震源から遠く離れた札幌市でも液状化や地盤沈下が生じました。

当協会では災害発生後直ちに被災自治体から連絡を受け、被災地を訪問、視察し、自治体の依頼事項を聞き取り、同時に被災地の会員に対して業務内容の説明会等を開くなど準備に取りかかりました。また、実施会員に対する実務講習会を開いて直ちに業務が実施できる体制を整えました。

業務実施自治体・実施件数			
・厚真町	208 件	・安平市	174 件



土砂崩れによる被害状況(厚真町)
提供：北海道

令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨災害に関する活動

令和6年1月1日の石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震(令和6年能登半島地震)では、石川県をはじめ新潟県、富山県など広い範囲で甚大な被害が発生しました。

石川県能登地方では、令和2年12月から地震活動が継続していましたが、令和5年5月5日には石川県能登半島沖を震源とした最大震度6強を観測する地震(令和5年奥能登地震)が発生しました。

当協会では、令和5年奥能登地震以降、石川県珠洲市が実施する災害等廃棄物処理事業の事務支援及び現地調査業務(公費解体業務)に携わってきましたが、令和6年1月の地震発生によりその支援範囲は珠洲市をはじめとする3県21の市町に広がりました。

また、同年9月にはこれに追い打ちをかけるように奥能登地域を中心に豪雨被害が発生し、当協会ではこれを含めた公費解体に係る支援業務を実施しています。

これらの災害では半壊の建物も公費解体の対象となり、その対象は非常に多数であることから、北陸3県はもとより東北、関東、中部及び近畿地区の多数の会員の協力を得て、鋭意対応しています。

令和5年5月5日地震発生直後の状況



令和6年1月1日地震発生直後の状況及び支援活動の状況



出典：令和6年能登半島地震アーカイブ(提供者：石川県)



現地調査(立ち合い)業務



現地調査(立ち合い)業務



協会の取り組み

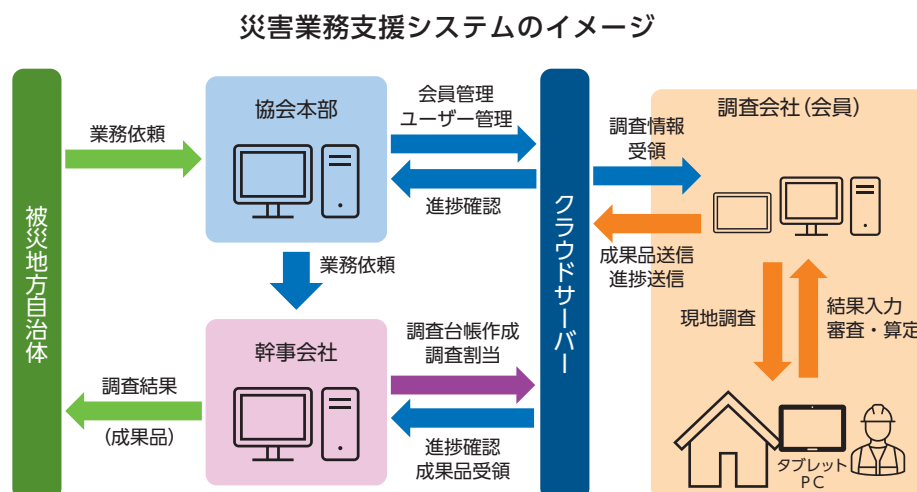
業務実施要領などの整備

当協会では、公費解体関係業務等に関する以下のような実施要領等を作成し、環境省の「公費解体・撤去マニュアル」等や被災自治体が定める業務仕様等と共に災害復興支援業務の対応に活用しています。

- 公費解体等関係業務実施要領
- 公費解体受付マニュアル
- 自費解体受付マニュアル
- 申請書類等の記載例とチェックポイント

災害業務支援システム

当協会では、公費解体関係業務及び被害認定調査業務を支援する災害業務支援システムを開発しました。研修等によって習熟を図り、支援業務のより効率的な実施を目指します。



研修の実施

当協会は災害発生後直ちに着手することとなる罹災証明書発行のための「被害認定調査業務」を含め「公費解体関係業務」、「災害業務支援システム」等で構成する「災害復興に係る基本研修」等を開催し、会員の資質の向上に努めています。

災害復興等事業の支援に関する協定

当協会は過去の災害において公費解体関係業務等を受注した被災市町からの要請を契機として「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」をこれまで9自治体と締結しています。

協定の相手先	協定締結年月日	協定の相手先	協定締結年月日
広島県海田町	令和2年6月23日	北海道安平町	令和6年9月27日
広島県三原市	令和2年11月6日	北海道むかわ町	令和6年12月18日
高知県	令和3年2月10日	北海道厚真町	令和6年12月18日
長野県須坂市	令和3年10月14日	千葉県	令和7年3月12日
		大阪府堺市	令和7年4月10日

■ 広報・技術協力活動

当協会の業務内容や活動の状況を自治体や一般の皆様にご覧いただくため、防災関係イベント等でのパネル展示等の広報活動に取り組んでいます。

- ・ 防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）
- ・ 大規模津波防災総合訓練 等

また、協定締結自治体をはじめとする関係機関からの要請に基づく公費解体関係業務に関する研修講師の派遣など技術協力に努めています。



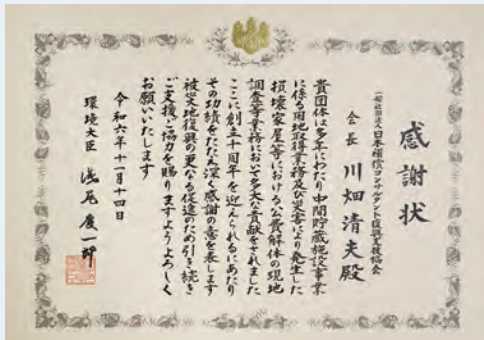
— ぼうさいこくたい 2025 in 新潟でのパネル展示の様子 —

■ 技術力の蓄積と災害復旧・復興への貢献

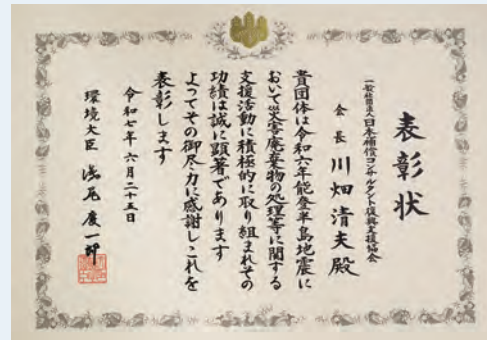
協会設立 10 周年にあたって、これまでの中間貯蔵施設事業に係る用地取得業務及び公費解体関係業務での貢献に対して環境大臣から感謝状を賜りました。

また、令和 7 年 6 月 25 日には、令和 6 年能登半島地震に際し災害廃棄物の処理等に関する支援活動に積極的に取り組んだことが評価され、他の 25 団体とともに環境大臣表彰を受賞しました。

〔環境大臣感謝状（令和 6 年 11 月 14 日）〕



〔環境大臣表彰状（令和 7 年 6 月 25 日）〕



協会のこれから

当協会は設立から 10 年を経過し、設立時の主たる目的である「東日本大震災の復興」に係る支援についても着実にその使命を果たしてきており、現在は、近年の自然災害の多発による公費解体関係業務の支援が業務の中心となっています。

南海トラフ等の大地震や異常気象による水害などはいつどこで発生してもおかしくない状況です。

当協会としては、これらの災害が発生した場合に、多くの市町村の災害支援業務を迅速に実施できるよう、広域的な支援業務体制の構築や災害業務支援システムの運用等による効率的な業務実施のための会員への研修等を通じて協会としての能力向上に努めてまいります。

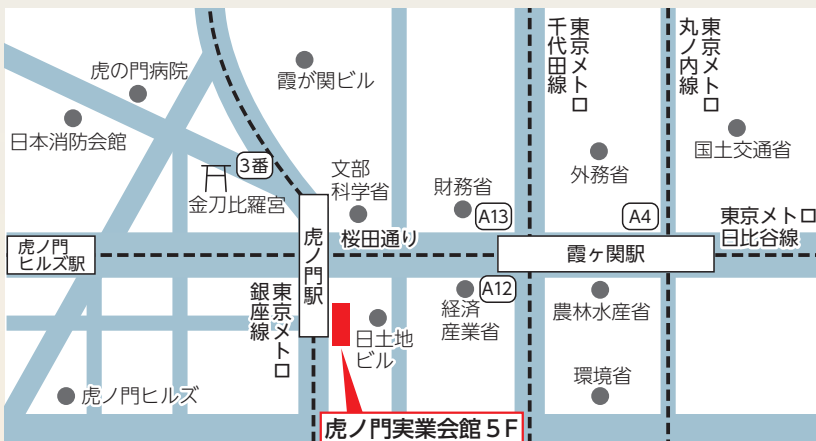


一般社団法人
日本補償コンサルタント復興支援協会

Japan Compensation Consultants Reconstruction Support Association

本部

〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1-1-20 虎ノ門実業会館 5F
電話 ▶ 03-6205-4564 FAX ▶ 03-6205-4565
HP ▶ <https://www.jccrsa-net.or.jp>



- ・虎ノ門駅10番出口すぐ（地下2Fより直通）
- ・霞ヶ関駅A12番出口徒歩5分
- ・虎ノ門ヒルズ駅徒歩8分（地下通路経由で虎ノ門10番出口へ）